

令和5年5月23日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 山下 修

一 般 質 問 に つ い て

令和5年6月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

質 問 者 ： 西 下 敦 基	
質問事項1： これからの治水対策	
【質問要旨】 近年は地球温暖化が進み、大雨・豪雨の頻度が高まり毎年のように全国各地で水害の被害が報告されております。菊川市においても昨年の台風15号の水害の被害は記憶に新しく、令和元年の災害や過去にも多くの被害がありました。予想もできない雨量が短時間に降り、避難指示が間に合わなかったり、避難指示が出ても避難に困難が伴う状況になっているなど多くの課題があったと考えております。令和元年頃から国・県・市が協力して治水対策を行って改善が図られておりますが、まだまだ対策の必要性を感じております。そのような中、令和4年12月に菊川市防災対策強靱化事業基本構想が発表され、「豪雨による浸水被害が頻発する市南部地域の浸水対策を実施するとともに、市内各所での災害に迅速に対応できるよう、災害対策本部と被災地を結ぶアクセス幹線道路の冠水対策を実施する」、また、「災害対策本部が入る建屋の整備を始め、市役所本庁舎敷地一帯の防災体制の強靱化を図る」とあり、それぞれの概算事業費は20億から25億円と過去に例を見ない大型の対策事業費であり行政の本気度がうかがえ、市民の安全・安心に深く寄与するものと感じております。浸水対策としては様々な対策が考えられ、より良い計画作成・予算の執行および減災への取組みとなるよう以下質問いたします。 ① 昨年の市政懇談会において、治水・防災事業の部分では令和元年度から令和3年度に菊川及び牛渕川の本流・支流で約26万m³の土砂を搬出し、河川の流下能力が大幅に確保され、令和4年9月の台風15号でも効果が見込まれたと説明がありました。その時に越水や内水した場合の被害額は約242億円との言及もあり、どのような地区でどのような被害が想定されての試算であるのか詳細について伺います。また、国において60万m³を河道掘削される計画があるとされましたが、この内容についても伺います。 ② 令和4年6月の補正予算で菊川流域治水対策事業費が可決されました。内容として黒沢川、棚草川流域の内水被害軽減のため	【答 弁 者】 市 長

に必要な治水対策の検討を実施し、効果の検証を行うとともに、最適案に対する基本設計を行うとされていたが、具体的にどのような報告がされていたのか伺います。

- ③ 菊川市防災対策強靱化事業基本構想の黒沢川流域の治水対策において、「公共用地等を利用した雨水貯留施設の効果を検討した結果を受け、棚草川及び黒沢川に隣接する農地への雨水貯留施設、市立岳洋中学校の校庭等を利用した校庭貯留施設の整備を行うこととする」とあり、公共施設等を利用した雨水貯留施設として、セントラルパークの芝生の広場や中央公民館の駐車場を掘り下げて貯留施設とするなどの検討はされたのか伺います。
- ④ 黒沢川流域の治水対策の事業で棚草川隣接地への雨水貯留施設の建設について、概ね10万 m^3 の水を貯留するもので、平時においては広く市民が利用できる機能を併せ持つ施設とすると説明がされました。事業費は施工方法等により増減が考えられるとも説明がされましたが、用地買収や土砂搬出の費用及び平時に市民が利用する施設の施工の概ねの積算費用と財政措置、実施についてのスケジュール、また、どのような施設を検討されているのかについて伺います。
- ⑤ 黒沢川流域の治水対策事業の黒沢川隣接地への雨水貯留施設の建設について、どのように事業化を目指していくのか伺います。また、北側にある黒沢橋を起点に南へ300メートルほどの区間の黒沢川を可能な限り拡幅をして貯留することについても検討して要望ができないのか伺います。
- ⑥ 現在「菊川水系流域治水プロジェクト」により、国・県・市が協力して治水対策を進めていますが、これから計画されている市の黒沢川流域の治水対策事業について、国や県の理解や反応はどうであったのか伺います。
- ⑦ 田んぼダム（田んぼ貯留）について、令和4年9月の降雨時に菊川支川与惣川流域内の田んぼにて実証実験を実施した結果、田んぼ貯留の実施により、田んぼ貯留なしに比べ、圃場内の水位で12cm、ボリュームとして1.7万 m^3 の貯留効果を確認したとともに、排水路の洪水ピークを約2時間遅らせる効果が確認されました。以前より提案を行っている対策であります、この結果を受け当市での活用の検討状況について伺います。
- ⑧ 水害を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減することにより、公共の安全を保持するため「菊川水防連絡会委員会」が毎年開催されています。令和5年度の会議において、国・県から地方自治体へのリエゾン担当者の顔合わせとTEC-FORCEによる支援について情報共有が図られていました。リエゾンとは、国や県から災害が発生または災害が発生するおそれのある自治体へ派遣され、被災自治体の被災状況の収集や支援ニーズを積極的に実施し、被災自治体との太いパイプ役を果たし、迅速な応急復旧等の支援を可能とします。また、TEC-FORCEは被災

地域の地方整備局や地方公共団体が、十分な災害対応を講じることが困難となるような大規模自然災害等において出動し、災害対応の支援を行う国土交通省の組織とされています。今後どのような災害時にリエゾンの派遣を要請していくのか、またT E C - F O R C Eによる支援とはどのようなものか伺います。

- ⑨ 黒沢川流域での内水被害の一番の問題は、牛渕川の川幅の狭さ・流水能力が少ないことであると考えております。今後の気候変動を踏まえた対策も必要であり、この流域の水害を根本的に解決するために国と協力して江川排水機場より下流の川幅を広げる引き提や流量を増加させる堤防の改良などを進めていく事を国と連携して対策をしていくことができないか伺います。

質 問 者：松 本 正 幸	
質問事項 1：「脱炭素社会の実現」について	
【質問要旨】 深刻化する気候変動と脱炭素を指向する動きとして、近年、気候変動が一因と考えられている異常気象が世界各地で発生している。我が国においても、平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、まさに人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。2018年の7月豪雨や台風21号、記録的な猛暑に見舞われ、2019年には台風15号及び19号、2020年の7月豪雨や台風による災害が頻発しており、これらは、多くの犠牲者をもたらし、また、国民の生活、社会、経済に多大な被害を与え、地域においても大きな影響を受けている。 2021年8月には、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、九州北部地方と中国地方では線状降水帯も発生して記録的な大雨となったと言われている。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後の地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨リスクは更に高まることが予測されている。 2018年に公表された「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出を2050年に「ゼロ」とすることが必要と言う報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がり、我が国においても2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として「ゼロ」にするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地域脱炭素ロードマップにおいては、地方から始まる、次の時代への移行戦略として、地域の魅力質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取組むために、2030年までに集中して取組む施策を中心に、地域の成長ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すことが求められている。 このような状況の中で、菊川市が実施する事務や事業から発生する温室効果ガスを削減するため2008年に「菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、2013年には、「第2次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、ESCO事業等に取り組がされている。2018年度からは、「第3次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、2030年までに、2013年度比40%削減を目標に取り組できたところですが、2020年の日本の「カーボンニュートラル宣言」を始めとした国の関連計画の改正に合わせ2022年に見直しを行い温室効果ガス削減に向けて先進的な取組がされている。 更には、2023年2月には、菊川市「ゼロカーボンシティ宣言」	【答 弁 者】 市 長

や本年度には、持続可能な経済活動や循環型社会の構築を実現するために市民や事業者、行政が一体となり、2050年までに温室効果ガスをゼロにする「第1次菊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定やエコアクション21の進捗管理等により、目標とされる環境像として掲げる「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまちきくがわ」の実現や菊川市の脱炭素社会の実現に大きな期待を寄せているところではありますが、2050年、二酸化炭素排出ゼロを目指し、ゼロカーボンシティ宣言は市が掲げるアジェンダとして相応しいのかも知れませんが、脱炭素社会の実現は大変難しい課題もあると考え、脱炭素社会の実現に向けての取組について質問する。

質問1 市政運営のポイントとして取り上げられている「2050年、二酸化炭素排出ゼロ」に取組むための「脱炭素社会」「カーボンニュートラル」「ゼロカーボンシティ」という言葉、市政運営のポイントとして出てくる言葉であるが、それぞれにどのように受け止めをし、定義、整理されているのか伺う。

質問2 菊川市「ゼロカーボンシティ宣言」の目標とすべき環境像として掲げる「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまちきくがわ」の実現とあるが、市が行う取組として、具体的にどのような事柄を指すのか。また、市がどのような状態になれば、実現したと言えるのか伺う。

質問3 ゼロカーボンシティに対する取組の菊川市の利点と課題をどのように捉えているのか。また、SDGsとの関連について伺う。

質問4 ゼロカーボンを実現する方法としては、大きく分けて二酸化炭素（CO₂）の排出量の削減と吸収量の増大があるが、二酸化炭素の排出量を削減する具体的な再生可能エネルギー活用策と省エネルギーの推進策、また、二酸化炭素の吸収量の増大策をどのように考えられているのか伺う。

質問5 温室効果ガスの削減と二酸化炭素の吸収量などはどのように算出するのか。また、市の集計が可能であるのか伺う。

質問6 非常にコストがかかると言われているが、カーボンニュートラルに対するコストをどのように捉えられているのか伺う。

質問7 ゼロカーボンシティへ挑戦するためには、職員の皆さんや事業・市民間で差異があっては歩む方向が定まらないと思いますが、合意形成を今後どのように図るのか、また、その道筋について伺う。

質 問 者：松 本 正 幸	
質問事項2：菊川市の行政経営について	
【質問要旨】 行政活動の多くは、市民が安心・安全で快適な生活を営むことができる目的で、行政サービスを提供するものである。サービスを提供するために使う予算は限られているので、本来の目的を達成するためには、有効で効率的な活動を行わなければなりません。 新しい計画（PLAN）を立て、事業を実施（DO）するときは、様々な角度からの研究や検討を加え新たな事業として目的達成に向けて取組できたと思いますが、現在の社会情勢は、めまぐるしく変化していることや市民ニーズの多様化などにより、これまで有効だった施策・事業が引き続き有効な施策・事業との保証はなく、見直しを含めた新たな行政サービスの質の向上を図るための第一歩としては、正確に市民ニーズを把握した新たな施策・事業が求められている。 このような中で、平成17年度より「菊川市行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定し、行政活動の基礎的単位となる事務事業を対象に評価を行う「施策評価」と「事務事業評価」に取組、市民との協働による新しい公的活動の導入、平成22年度からは、「第2次菊川市行財政改革大綱」及び「第2次集中改革プラン」を策定し、基礎的財政収支の黒字化への取組、平成28年度からは第3次となる「菊川市新行財政改革推進方針」を策定し、行政の効率化、財政基盤の安定化及び公共施設等限られた経営資源を有効活用する視点を取り入れた「菊川市CAPDo!」を実施計画として定め、健全な行財政基盤の確立に取組み、令和4年2月には、持続可能な行政経営の実現を目指すための指針として「菊川市行政経営推進方針2022」を策定している。そこで、これまでの行財政改革や「菊川市行政経営推進方針2022」に基づき示されている取組について質問をする。 質問1 これからの行政運営には、財源や人材などの限りある行政資源を有効かつ適正に活用するために、事業の必要性や有効性を見極め、事業の効率性や経済性などの視点を持ち、必要な事業には積極的に資源を投入し、常に市民サービスの向上を図ることが求められている。 これまでに、必要な事業に対して、事業費予算や職員の労力をコストとして投入した結果、どのような市民サービスが向上されたのか。また、まちづくりにどのように結びついたのか伺う。 質問2 行政は、納税者である市民に対して、行政活動がどの行政サービスとして有効であるのか、あるいは妥当であるのか、効率的な行政運営を行っているのかなど、十分な説明をしなく	【答 弁 者】 市 長

ては出来ません。そこで、行政運営に関する一連の情報を市民へ公表し、市民との情報の共有化はどのようにされてきたのか伺う。

質問3 行政経営を有効的に機能させるためには、単に行政の質を向上させるだけではなく全ての職員が明確な目標を設定して事業を実践しなければ目標達成することは出来ません。現在は「業務改善職員提案制度」等に取り組んでいるが、これからの取組として、職員の政策形成能力を更に向上させるための方針について伺う。

質問4 指定管理者制度は、平成15年地方自治法の改正により、「行政のスリム化」「コストカット」の為に導入された制度であるが、「菊川市行財政改革大綱」並びに「集中改革プラン」を策定し、事業の実施手法の見直しを行いながら推進しているが、成果と課題は何か、また、今後の制度並びに運用について伺う。

質問5 民営化や民間委託を推進するためには、まず行政自らが主体となって実施すべき事務事業を明確にし、それ以外の事業について経済的な効果のみならず、市民サービスの維持向上や住民自治の充実など様々な角度から検討を加え判断する必要があると考えますが、現在、民営化の可能性の検討、民間委託化への検討はどのようにされているのか伺う。

質 問 者 ： 横 山 隆 一	
質問事項 1 ： 儲かる農業への取り組み	
【質問要旨】 農業の担い手不足が深刻化しています。農林水産省の統計によると2010年に40,102軒だった県内の農業経営体は、2020年には25,938軒まで減少しました。これに伴い荒廃農地は10年間で約1,500ha増え2020年は6,668haとなっています。この4月現在において後継者が決まっていない農地も9,600haに上り、今後5,400haが耕作放棄地になる可能性があることが明らかとなりました。国の試算では、10年から20年後には「農業者が4分の1に減る」とのデータも示されています。極めて深刻で憂慮すべき実態が報告されました。当市においてもこの現象は同様であり、茶生産農家数は2000年（平成12年）から2020年（令和2年）の20年間で約6割以上減少し、耕地面積も年々減り続けている状況です。まさに危機的状況となっています。こうした事態を解消するための考えをお聞きます。 1. 農業経営基盤強化促進法の一部改正により、地域計画の策定が進められています。県内の担い手への農地集積・集約は本県では44%と報告されています。県はこうした事態解消に向け、県外の農業法人誘致に向けた連絡会を立ち上げ、市町と連携して農業担い手確保を強化するとしています。この連絡会では、農地中間管理機構（農地バンク）を事務局に各市町村の参加を呼びかけ、新規就農者を「県外から取りに行く態勢」に転換するとしています。当市の農地貸付実績の状況と課題・目標値はどのようになっているか伺います。 2. 本年度の菊川市における農業施策については、活気にあふれた地域の良さを伸ばすまちとして、地域特産物の生産者確保や販路拡大を進める地域特産物推進事業・地域農業の将来の担い手を記した地域計画を策定する担い手確保育成推進事業・荒廃農地の再生及び農地集積を促進する農業経営基盤強化推進事業・経営体の生産計画の支援を行う茶生産経営体育成事業・信頼性の高い茶業生産体制を確立するための茶園管理推進事業・茶業協会へ負担金を出すことによる菊川茶の宣伝と消費拡大事業を進める茶業推進事業・第二次菊川市茶業振興計画の進捗を図るための新たな推進協議会の設置など、様々な事業が計画されています。また、茶業に対する支援施策は、茶園再編整備事業補助金など各種様々なものが用意されています。しかし、こうした事業はこれまでも取り組んできたものも多く、現状を見たとき農業、特に茶業の衰退を留めることは出来なかったと判断すべきです。この最大の原因は何か改めて伺います。 3. 私は、多くの農家の皆様と話をする中で、特に印象に残る言葉として「損をするなら百姓をやれ！年金をつぎ込まなければ百	【答 弁 者】 市 長

姓は出来ん！」という言葉です。茶業の衰退による後継者不足・耕作放棄地の拡大を止めるには、この原因となっている「儲からない農業」を解消することだと思います。新規就農者などの担い手確保も対策としては必要ですが、現在の農家を支援することが最も重要です。菊川市農業振興地域整備計画書でも、安定的な農業経営を展開する「ビジネス経営体」を育成する必要があるとしています。農業経営の目標は、他産業と均衡する所得と労働時間を確保できる年間農業所得800万円、年間労働時間1,800時間から2,000時間の水準に設定し安定化を図っていくとしています。過去の、本会議における市長答弁で、「年間農業所得目標は一経営体あたりの農業所得は800万円だが、下限金額はその6割の480万円で認定している」という答弁でありましたが、農業経営体の所得実態を把握することは重要です。目標に達している認定農家の割合はどの程度か。その主たる原因は何か伺います。

4. 農業経営には、自然災害による収量減少や市場価格の下落をはじめ、様々なリスクがあります。その対応として収入保険と農業共済の2種類があり、農業保険は農業保険法による公的保険で、保険料の一部は国からの補助があります。農水省の調査によれば、2022年6月末時点で全国の309の自治体が保険料の一部補助を実施しています。農家の安定経営は後継者不足など様々な課題の克服に繋がるものであり、当市でもJA等と連携し、前向きに取り組む必要があると思いますが考えを伺います。
5. 「重要指標」として、持続可能な菊川茶の生産を可能とする茶栽培面積及び茶産出額の現状（令和2年）と目標（令和14年度）は、茶栽培面積994.3haを800.0haに、茶産出額22.7億円を32.0億円に、有機栽培茶などの拡大、茶商と連携しての計画生産の実施、輸出の促進、リブランディングによる消費拡大策の推進等により収益性を向上させ、生産者の経営を安定化させるとなっています。茶産出額は40%増の大幅な目標額となっています。現状では考えられない数値目標だと思うがその根拠について伺います。
6. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針が策定されていますが、農地の利用調整と利用権設定、また農地の所有者を確知することが出来ない農地の取り扱いが示されているが、現状と課題・対策を伺います。
7. 農用地区域については、開発行為が厳しく制限されており、県との協議が法律で義務付けされていますが、当市において対象となる開発予定地はあるか。開発行為が計画された場合、どのような協議態勢をとるか。また、判断基準となるものは何か伺います。
8. 大規模農業化への取り組みが進む一方、日本のこれまでの農業は山間地や急峻な地形を活かした農業構造であり、小規模農業が営まれています。直売所等で農産物の販売を行う小規模農家は増加しており、地域によっては集落営農に積極的に取り組む事例

も見られます。小規模農業を活かす取り組みについてどのように考えているか伺います。

9. この10月1日から消費税のインボイス制度が実施されます。農林業センサスによると、全国の販売農家103万戸の約9割が売上1,000万円以下の免税事業者であり、農業者に一番影響が出ると言われています。これまで所得税の申告のみで済んでいたものが、インボイスの導入で消費税の申告納税が必要になる農家が増え、農業者を更に苦境に追い込むことが心配されています。菊川市の農家にあっては具体的にどのような影響が出るのかを改めて伺うと同時に、制度開始を前に菊川市として、この状況をどう把握し対応しているか伺います。
10. 菊川市農業振興地域整備計画書には、農業を担うべき者の育成・支援が示されていますが、更に効果的な取り組みとして、掛川市では、本年「茶業版フェアトレード認証制度」を創設することを発表しました。生産者の経営が安定するように、適正な価格で取引を行う茶業者を認定する制度です。具体的な制度の仕組みは今後、掛川茶振興協会が検討するということです。これは、私が以前より提案している、農家への農業者戸別所得補償に繋がるものです。危機的状況を打破する特效薬となりうるものです。当市でも検討すべきと考えますがいかがでしょうか。
11. 当市では、農業振興地域整備計画・茶業振興計画を策定し、お茶をはじめ、お米・レタス・イチゴ・花卉など多くの農産物が栽培されています。菊川市農業の継続・活性化は極めて重要であり、市長の本気度が問われています。全市民がこの危機感を共有し活気のある菊川農業になるよう取り組むべきです。改めて「菊川市農業振興条例」の制定を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

質 問 者： 織 部 ひ と み	
質問事項 1： 子どもの目の健康について	
【質問要旨】 コロナ禍においてGIGAスクール構想が加速され、菊川市でも令和元年度よりICT教育が推進されています。しかし、一方で児童生徒一人一台端末の環境下で懸念されることは、子ども達の心身の健康面についてであり、特にICT化における子どもの目の健康管理が重要と思われます。 文部科学省の2020年度の学校保健統計調査によると、裸眼視力1.0未満の児童生徒は増加傾向にあり、小学生で37.52%、中学生で58.29%といずれも過去最多となっているとしています。学校現場では、GIGAスクール構想による一人一台端末の学びがスタートしています。また、文部科学省では、学習用のデジタル教科書についても、紙の教科書の良さや役割を踏まえつつ、普及促進を図ることとしています。加えて、この30年ほどでパソコン、ゲーム機が普及し、さらに各世帯でのスマートフォン保有率は83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透したため、かつてないほど近くを見る生活になっています。それにより、目の進化は時代の変化に追いついていないとも言われています。 近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれが指摘されています。最新の研究では、強度の近視による発症リスクは緑内障が3.3倍、水晶体が濁る白内障が5.5倍、網膜が剥がれて視野が欠けたりする網膜剥離が21.5倍とされています。さらに、近視などによる視力の低下が、目とは直接は関係がなさそうな様々な病気と関係しているという研究も報告されているようです。 こうした状況も踏まえて、現在、文部科学省のホームページでは、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されています。児童用、生徒用として、それぞれにタブレットを使うときの5つの約束とともに、保護者向けに、ご家庭で気をつけていただきたいことが明示されています。このような情報の活用と併せて、児童生徒の日常生活においても睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無やその程度など、心身の状態についての状況把握を行い、児童生徒と保護者が各家庭でしっかりと目の健康管理ができるように取り組むことが大切だと考えます。 今後ますますICT化が加速する中で、菊川市として児童生徒の目の健康管理にどのように取り組まれているか伺います。 1 文部科学省が児童生徒の近視をこれ以上悪化させないために、実態を正確に評価し、実態調査を令和3年度から3年間継続して	【答 弁 者】 教育長

行っています。菊川市における児童生徒の目の健康管理について現状把握の調査はされていますか。また調査結果について伺います。

2 菊川市の児童生徒に対して行う目の健康管理や予防対策の取り組みについて伺います。

3 菊川市において各家庭でのスマホ、パソコン、ゲーム機の使用に対する、児童生徒への指導や保護者への啓発について伺います。

質 問 者： 織 部 光 男	
質問事項 1： 下水道総括評価の件	
【質問要旨】 5月3日は69回目の憲法記念日で、私も掛川のイベントに参加しました。2022年2月ロシアのウクライナ侵攻から岸田政権はこれに便乗して軍事費拡大に乗り出しています。台湾戦争を中国も台湾も現状維持で望んではいません。アメリカ一国が騒いで日本は、それに乗せられて戦争の準備をしているかのようです。自民党の憲法改正草案では憲法で国民を縛ることを明記しています。憲法は権力を縛るものであることも分かっていないのでしょうか。 悲惨な310万人戦死者の歴史から二度と戦争をしない国にしようとして日本人自らが作った憲法です。抑止力競争では平和は守れません。平和を守る為に国民が何をすべきか立ち止まって考えて見ましょう。 さて私は2月定例会で下水道事業の反対意見を述べました。これで4期連続になります。この事業は平成10年1998年に認可申請書を出してから始まり25年経過しました。ここでこの事業の中間総括評価をお尋ねします。 質問 1 この事業の目的は達成されましたか。目的ごとの現在の達成率をお示してください。 質問 2 目的に水質保全是大きな項目であると思います。今から示す数値は昭和50年高田橋付近の測定値です。最新の令和の数値と比較して何%と改善しているか示して下さい。 BOD(生物化学的酸素要求量)1,8mg/ℓ SS(浮遊物質)38,3mg/ℓ DO(溶存酸素)10,7mg/ℓ 質問 3 次は費用対効果の分析です令和3年度末の企業債残高4,553,316,631円、令和3年度借入額は153,600,000円、今進めている認可区域(429ha)の工事完了は令和8年までと聞いていますが、完了時の企業債残高の予想額を示して下さい。また25年間に投資した金額(国・県からの補助金)(一般会計からの繰入金)(下水道事業費用)全て合算すると何百億になりますか。そして、効果金額は算出できますか、是非出して下さい。 質問 4 令和元年1年間で接続戸数と人数は157戸420名、令和2年96戸446名、25年間で接続戸数と人数は今現在何戸で何名でしょうか。 質問 5 単独浄化槽の使用戸数は私の記憶では市内で6,900世帯位ですが、今現在は何世帯ですか。水質向上は単独浄化槽を無くすことです。 質問 6 平成28年度の変更協議申出書の今回計画面積429haですね。この事業は完結ですか。確認です。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者： 織 部 光 男	
質問事項 2： し尿中継槽整備計画の件	
【質問要旨】 では次に、し尿中継槽整備計画について質問いたします。下水道事業との関係は深いものがあります。私は加茂地区に在住しております。その中の小川端自治会に、し尿中継槽の迷惑施設が昭和47年に作られました。その施設の近隣の方から数年前にも、悪臭問題と早朝からの騒音問題で相談を受けてきました。51年前当時の長坂町長は10年～15年だけと言う約束で建設したと聞いております。 それが51年間地元の人々は土壤汚染の不安・大型タンクローリーが1日7往復・バキュームカーが数10回も行き来する・悪臭・高校中学校を含む自転車通学路上の交通不安もあり我慢の限界にきています。隣接地の住民だからこそ切実な問題です。令和5年度施政方針では5つの基本目標への取り組み（4）「快適な環境で安心して暮らせるまち」とか（5）「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」を高らかに歌い上げています。東横地の施設隣地にお住いの方から相談があり話を聞きました行政の対応は施政方針とは程遠いと感じました以下にその内容を記述します。 2023年1月27日（金）市長宛に文書で要望書。面談要求するが回答がなく3月1日電話で督促、回答「明日以降に連絡する。」回答ないまま3月25日西横地公会堂にて事業説明会開催この時、作成文書改めて提出と発言をする。4月4日総務課に電話で1月27日の返事をいつ貰えるか確認する。電話回答は「今まとめているからまとまれば改めて回答する・期日は決められない」。4月20日改めて議長・市長に文書郵送。5月1日電話確認で郵送物市長に渡したこと確認。しかし5月15日現在回答はない。 質問 1 この時系列に間違いはありますか。 質問 2 なぜ市民の要望・意見・質問に真摯に答えないのか。施政方針で書いていることは実践しなくていいのですか。 質問 3 平成28年度の「財政援助団体等監査報告書」には、「し尿収集における積み替え施設の移設に一層の努力を図りたい」という所見が示されており、「菊川市下水道経営戦略」には「し尿等の下水処理場への受け入れ等についても検討する」とされています。下水処理場への受け入れ等は検討をしたのですか。菊川浄化センターの敷地面積は1,2ヘクタールありこれ以上処理施設は建設しないはずです。し尿中継槽を建設出来ない理由を明らかにして下さい。 質問 4 小川端の中継槽を使わないで解決することを考えたことがありますか。検討した対策案を全て挙げて下さい。 質問 5 バキュームカーからの中継をやめて直接御前崎に持込む	【答 弁 者】 市 長

のも解決方法だと思います。検討したことはありますか。その経費は幾らですか。

質問 6　そして令和 8 年には下水処理場にて処理をするなり中継槽を建設すれば市民は前述の悩みはなくなり、その市有地には公園を作れば小川端地区にやっと 2 個目の公園ができ、市民の今までの苦勞に報いる事が出来ると思います。そして令和 5 年度施政方針の（４）「快適な環境で安心して暮らせるまち」になるとは思いますがいかがでしょうか。有言実行できませんか。

質 問 者：東 和 子	
質問事項 1：結婚を考えている方への「出会い・交流」支援について	
【質問要旨】 令和 5 年度施政方針における主要な取り組みに、結婚支援・出産支援・子育て支援等の事業が実施されるとあります。背景には、コロナ禍による将来の不安や経済的な不安から結婚・出産を控える傾向にあるということで、新婚世帯に対し新生活における経済的負担を軽減する「結婚新生活支援事業費補助金」を拡充していくということです。また、全ての妊婦や子育て家庭に対しては、安心して出産・子育てができる環境整備を行うため様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援に加え、出産育児関連用品の購入助成などの出産・子育て応援金の支給も一体的に実施されています。子育て家庭の経済的な支援を図るため、令和 5 年10月から「こども医療費助成制度」が拡充し、0 歳から高校生年代までの医療費の完全無料化をすることで全国トップクラスの仲間入りとなるとのことであります。子どもをもっている親御さんには生活する上で安心材料になっていると思いますし、子育て世代の家族には朗報です。 しかしながら、子育てしやすくなっていると言われても、その対象にない未婚の若者も多く、その方たちは菊川市を愛して住み続けています。そして就労することで菊川市に貢献しています。若者の中には結婚を望んでいる人もいますが、ただ残念なことにそこに光が当たっているようには思いません。 「第 2 期菊川市子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～6 年度）のなかで、基本目標 2－3：若者の自立と就労支援の促進としての事業・取り組みでは、「出会い・交流」の場の創出として出会いのきっかけづくりを図るため、若者向けの出会い交流の場を創出するとなっています。また、結婚相談における事業・取り組みでは、結婚を考えている方への出会いの場を提供する結婚相談を実施すると記載されています。 さらに、「第 2 期菊川市子ども・子育て事業計画令和 3 年度評価版アウトカム指標」によると令和元年度から令和 3 年度の 3 年間、子育てに関して全般に、コロナ禍にも関わらず上昇傾向がみられるが、残念なことに出生数は減少しており、また婚姻数は令和元年度は511組、令和 2 年度は428組、令和 3 年度は442組と年ごとの変動が見られます。この出会いを求める若者に光が当たることで婚姻数がさらに安定的に上昇すれば、出生数も自然と上昇すると考えられますが、菊川市としてどのように考えているか伺います。 質問 1 結婚を希望する人の中には、出会いがなくて結婚にたどり着けないという声を聞くことがあります。そのことについてどのように考えているか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質問２ 第２期菊川市子ども・子育て支援事業計画に沿った出会い交流の場がどのように実施されているか。また、その事業を継続するための施策を伺います。

質問３ 社会福祉協議会事業の結婚相談所の相談員とも連携をしてお見合いできる場所の確保することや、菊川市、磐田市、袋井市、掛川市各市の相談員と各市担当職員との情報や意見交換を行い、広域で出会う環境づくりを整える必要性を感じるがその見解を伺います。

質問４ コロナ禍以前には、アエルで婚活パーティーが実施されていましたが、コロナが５類となり日常生活が戻りつつある昨今、婚活パーティーの計画はあるか伺います。

質問５ 「結婚・出産・子育て」の流れは地方では、人口流出、人口減少の改善につながると言われますが、これからは、それらに「若者の出会い」も加え、「出会い・結婚・出産・子育て」という流れを提案しますがその見解を伺います。

質 問 者：東 和 子	
質問事項 2：令和 6 年度に創設されるこども家庭センター整備状況について	
【質問要旨】 平成28年の児童福祉法改正後、児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野については子育て世代包括支援センターが設置されました。 一方で、「子どもの虐待による死亡事例等検証結果等について」それぞれの総合機関が把握していた事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例も存在することから、双方が一体となって対応していくことが今まで以上に求められています。このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律案において、児童福祉法と母子保健法を改正し、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）について双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら組織を一体化し、相談機関であるこども家庭センターを設置されることとなりました。こども家庭センターについては、改正法案において市町村はその設置に努めることとし、また、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談を行うこととしています。 こども家庭センターは、子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行うとともに、サポートプランの作成も担います。これらを行う上で、児童福祉・母子保健一体のケース会議の開催など一体的な組織としての情報共有を行います。また、要保護児童対策地域協議会における情報共有・調整や地域における子育て支援の資源の把握・創出・連携体制の構築も担うことを想定し、併せてその機能を果たすために必要な人員配置と人材確保を図っていくこととしています。 こども家庭センターの設置などの施行は、改正法案では、令和 6 年 4 月とされているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに取り組むため令和 3 年度補正予算で、安心こども基金を活用し先行して事業の実施が可能となっています。 支援を確実に受けられるようにするため妊娠時早期に支援につながる環境を整えていくことが重要であり、特に健診未受診の妊婦等、社会から孤立した妊婦に対しては、家庭訪問によるアウトリーチ型の状況把握の取り組みとして「妊婦訪問支援事業」を新たに創設し、深刻な事案に至る前に必要な支援につなげていくこととしています。 こども家庭センターを通して児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦のサポートプランの作成や連絡調整、保健指導健康診査等は市が行わなければならない業務とされているため、多くの新規事業に対応していく必要があります。それらの対応策について伺います。	【答 弁 者】 市 長

質問１ 母子保健の担当者と虐待対応担当者との連携はどのようなになっているか伺います。 質問２ 予防接種や乳幼児健診を受けていない子ども、幼稚園・認定こども園などの施設に行っていない子ども（いわゆる無園児）等の情報把握について伺います。 質問３ 虐待を受けている子どもは、歯科疾患の罹患率が高いことがわかっていますが、歯科疾患から虐待の発見につなげる取り組みについて伺います。 質問４ 本事業の制度化は、令和６年４月施行としており、国は全国展開を目指していく方針を示しているが、菊川市としてどのような手順で事業を進めていく方針か。また国は、円滑な施行のために整備可能な自治体から令和３年度補正予算で安心こども基金を活用し先行して事業実施できるようにしているが、市としての対応状況を伺います。	
--	--

質 問 者： 渡 辺 修	
質問事項 1： 空き家対策の今後は	
【質問要旨】 空き家問題に関しては、令和 3 年度の総務建設委員会の研究テーマとして取り上げられ提言がなされました。提言の内容としては 1. 市役所の相談窓口設置、広報 SNS の活用、2. 空き家防止啓蒙活動、3. 専門家と連携する協議会の設立、4. 専門分野の団体との連携、5. 民生委員や自治会と連携し地域の実情を把握、6. 周辺環境への悪影響をもたらす空き家を積極的に特定空き家と認定する、7. 中古住宅の助成金や改修補助金の創設、の 7 つでした。令和 3 年度 1 年をかけ、市内特定空き家の現状確認、空き家再利用の実例確認、管理保全されている空き家の実例確認を行い、それを踏まえた検討会の結果としてまとめられた提言でした。 また制度面に目を移すと、空き家問題が全国的に解決困難な問題としてあげられ、国も「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。それにより市町村長は、放置すれば特定空き家等になるおそれがある空き家等を管理不全空き家等として、指導、勧告し、勧告を受けた管理不全空き家等の敷地は、固定資産税の住宅用地特例を解除されることとなり、建物さえ建っていれば固定資産税が六分の一に減免されるため、放置されている空き家の解体、または管理不全を解消することで再利用が以前よりも期待されることとなりました。 また土地を相続したものの、手放したいときに国に引き渡しする事が可能となる「相続土地国庫帰属制度」も本年 4 月 27 日から始まりました。相続対象者が、市外に転出して長期間菊川に帰ってくることも無く、土地の場所や状態さえも把握していない等、到底その土地建物を利用する可能性がない事例も増えてきている現状を考えると、この制度は条件のハードルは高いものの、機能する実例が出てくれば空き家対策の今後に役立っていくのではないかと期待するものです。 このような空き家解消を睨んでの法改正や、議会が空き家問題の方向性を求めた提言を、菊川市の空き家対策に活用できるのか。空き家を保全、活用、再利用していく方向と、空き家を解体して無くしていく方向の両面から質問します。 1. 菊川市は、現在空き家問題を抱える市民にどのような対応をし、どのような広報活動をしているか。 2. 空き家問題に関して、菊川市が意見交換やアドバイスをもらえる専門家や団体は存在するのか。 3. 平成後半の 15 年間で倍増した市内の空き家であるが、直近の 1 年間の増減はどのようになっているか。	【答 弁 者】 市 長

4. 令和3年度の現地視察での古民家活用のような実例はその後あったのか。 5. 管理保全されている空き家が、第三者により活用された例はあるのか。 6. 私の住む棚草自治会では、空き家になって数年の家が民間業者に買い取られリフォームされ、無事売却された例があるが、菊川市内の民間業者による空き家リフォームはどのような状況か。 7. 令和3年の提言以降で特定空き家に指定された例はあるのか。 8. 新しい制度での「管理不全空き家」に関しては、特定空き家に比べて指定のハードルが低いと思われるが、今後この制度を活用していく方針はあるのか。 9. 相続土地国庫帰属制度は、活用するための条件がいくつかあり難しい面があるが、市内の物件で制度活用の可能性をどう考えるか。	
---	--

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 1：地理的表示保護制度（GI）活用について	
【質問要旨】 本年 3 月 31 日、深蒸し菊川茶が、「第 5 類農産加工品類酒類以外の飲料等類(茶葉(生のものを除く))」で地理的表示（GI）保護制度に基づく登録産品として 130 番に登録されました。静岡県では「三島馬鈴薯」「田子の浦しらす」「西浦みかん寿太郎」に続き 4 件目、茶としては県内初の登録となります。 地理的表示保護制度は、「その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度」です。1855 年のパリ博覧会を契機に国内外で販売量が急増したボルドーワインを、粗悪な模倣品による被害から守るためにフランス政府が制定した法律に始まり、パリ条約やマドリッド協定などの国際条約を経て、1995 年には「WTO 協定」の TRIPS 協定で「知的財産」に位置付けられました。「ボルドー」や「シャンパン」など、地理的表示に保護された名称は国内外で使用が禁止され、日本でもマドリッド協定に基づく申し入れにより、ソフトシャンパンが 1974 年にシャンメリーに名称変更をするなど、影響を受けています。日本では、2014 年法律第 84 号「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」施行により、酒類以外の産品も適用されるようになりました。 本制度は消費者側も品質が保証された高付加価値の商品を購入することができるため、生産者・消費者相互にメリットが大きく、通常よりも高価格で取引される傾向があります。2020 年 4 月 20 日発行の報告書では、E U における GI 保護による商品の売上高は 747 億 6000 万ユーロ（約 10 兆 7729 億円）であり、農産品・食品の 7.6%、約 2 倍の価格で取引されているといいます。また、売上高の 5 分の 1 は輸出であり、GI 製品だけで約 2 兆円の外貨を稼いでいることも指摘されています。 その地域の水、空気、風、土壌、微生物などではぐくまれた原料で、伝統的な製法で作り、商品化した作物は、歴史とロマンを内包した高付加価値商品としてグローバルビジネスでのチャンスも見込まれます。失業した侍を救済すべく牧之原台地を開拓した関口隆吉に始まり、渋みと苦みが強い中級茶だった「深蒸し茶」を、工夫を重ねて改良し、生産体制の組織化によって製造技術と良質な茶の量産化を実現した菊川市のお茶は、歴史と伝統、品質を備えた素晴らしい産品です。品質も高く評価され、全国茶品評会における「深蒸し煎茶」部門の新設や、深蒸し茶の全国への普及・拡大に大きく貢献していることも P R ポイントにつながると考えます。国内外でのさらなる深蒸し菊川茶の P R 推進と当市の知名度、魅力向上について質問します。	【答 弁 者】 市 長

1. 欧州で導入された経緯や例を見ると、大規模栽培が可能な地域との価格競争において不利な地域が、ブランド化、販売促進による価格の向上、および生産農家の所得向上、地域振興を図る目的でGI登録されています。制度導入の目的と効果をどのように見込んでいるか伺います。 2. 菊川市の茶の栽培状況は、令和2年が栽培面積994.3ha、生産額22.7億円と、平成12年の栽培面積1,628ha、生産額82億円から減少し続けており、収益性や産地力の低下が懸念されています。地理的表示保護制度に基づく登録によって、「価格の上昇、販売量の増加」といった効果とともに、登録をきっかけとした生産者の機運の高まりへの期待が大きいですが、生産者とGI制度活用の展望について伺います。 3. 「志賀のころ柿」など、海外進出を期待してGI登録した製品の例もあります。「八女伝統本玉露」は、「日EU経済連携協定」の中で地理的表示に反映されていますが、菊川市深蒸し茶の海外でのGI登録申請の状況と、輸出戦略の展望を伺います。 4. 地域ブランド化にあたり、品質保証が重要となってきますが、生産者への周知と協力体制について伺います。 5. 茶としてのGI登録は全国3番目ですが、現在、地理的表示(GI)保護制度に基づく登録として掲載されているのは「八女伝統本玉露」と「深蒸し菊川茶」の2つのみです。「西尾の抹茶」は2020年にGI登録の対象から外すよう申請がされており、理由として「世界的な抹茶ブームを受けブランド力向上を目指していたが、GI登録によって1kg当たり3,000円ほどと高価格になり、1kg当たり1,000円程度の市場ニーズに合わなくなったことで逆に販路が狭まった」ことが挙げられています。菊川市におけるGI制度の活用について、生産者や茶商との連携、茶市場の状況を踏まえた展望を伺います。 6. 地理的表示対象産品を原料とした加工品や、グリーンツーリズムの取り組みの活発化等、農業・農村の第6次産業化の促進に結びつくことも期待されていますが、GI制度を活用した観光産業等への展望を伺います。 7. 茶では県内初の登録となった深蒸し菊川茶ですが、近隣市町の茶との差別化や他のGI商品とのコラボなど、PR戦略について伺います。	
--	--

質 問 者：坪 井 仲 治	
質問事項 1：ゼロカーボンシティに向けて（農業編）	
【質問要旨】 地球温暖化対策の推進に関する法律で都道府県及び市町村は、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定して実施するように努めるものとする」とされています。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体が増えつつあります。菊川市も2050年までに菊川市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする旨を表明しました。2023年3月に「第3次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、2030年地球温暖化効果ガス46%削減、2050年実質ゼロの目標を策定しました。また、令和5年度に「第1次菊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定するため、令和4年度中から市、市民、市内事業者が集まり、計3回のワークショップを開催し、ワークショップで出た意見を反映した計画を策定するとしています。 農林業の温室効果ガス排出状況ですが、世界の温室効果ガス排出量はCO₂換算で490億トンあり、農林業の温室効果ガス排出量は、その4分の1を占めているそうです。日本の温室効果ガス排出量は世界の中で3.5%を占める12.9億トンで、農林業が占める割合は、日本国内の全CO₂排出量の4%でおよそ0.5億トンです。農業では、家畜の消化器官内で発酵する物質や排泄物、水田や農地土壌、肥料などから温室効果ガスであるメタンや、N₂Oが排出されます。CO₂と比較すると、温室効果はメタンで25倍、N₂Oでは298倍にもなります。 菊川市茶産地持続化計画で輸出を目標とした有機栽培への転換は、地球温暖化の対策につながりますが、改定された第3次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び第1次菊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を新たに策定するためのワークショップでは農林業における温室効果ガスの削減について触れていないと言うことで、菊川市の農林業における温室効果ガスの削減に対する考え方について伺います。 問 1 「みどりの食料システム」戦略（農水省）では、食の安全や環境配慮の面からも有機農業技術の促進は次世代農業の重要項目で、2040年までに主要な品目について、多くの農業従事者が取り組めるよう技術を確立し、2050年には、オーガニック市場の拡大を目指すとのこと。また、2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用を、30%低減することを目標としています。この目標を達成するために菊川市として	【答 弁 者】 市 長

支援等の考えがあれば伺います。

問2 農業の脱炭素化に向けて、注目されているのが再エネの活用です。動植物を含む生物から生成される有機性のエネルギーの総称のバイオマス発電は、それらのエネルギーを燃焼することにより発電する仕組みの再エネになります。農業では、バイオマス資源が豊富なため、各地域の特性を生かし経済効率性の高い生産を行い、安定供給することで脱炭素を促すことができます。御前崎市では7月にバイオマス発電所が運転を開始しますが、菊川市におけるバイオマス発電事業の可能性について伺います。

問3 農地に支柱を建設、上部に太陽光発電設備を設置し太陽エネルギーを農業の生産と発電とでシェアする営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は、太陽エネルギーを作物の生産と発電利用などに利用することで農業経営の活性化と脱炭素を行うことが可能です。菊川市内では数カ所の営農型太陽光発電施設が稼働しているとのことですが、現状と今後の事業展開について伺います。

問4 炭素は自然の中で、土壌や植物、大気の間を循環しています。土壌にある炭素は、そもそも植物が光合成のために、大気から吸収し蓄積されたものです。そのため、土壌中の炭素の量が増えれば、それだけ大気中のCO₂は減少したと見なすことが可能です。これを「土壌の炭素貯留」と呼ぶそうです。「農地土壌の炭素貯留技術」は、農地土壌に炭素を貯留することで、CO₂の総排出量を減らすことを目的とした技術で、農林水産省は、有効な温室効果ガスの排出削減策として、農地土壌に基づく技術の検証を開始しています。西方地区でバイオ炭の農地施用の実証実験がJAと電力会社で実施されていますが、その内容と期待される効果について伺います。

問5 今後、温室効果ガス削減に向けて、農業における省エネ型施設や、設備の導入を推進していく必要があります。具体的には、優れた断熱資材を利用した保温性の向上、作物の適温管理でエネルギーのムダを防ぐ、農業用機械の電動化やロボット化などが挙げられます。人手不足を解消するためのスマート農業への移行においても必要な対策ですが、このような設備の導入等に関して、今後の菊川市の支援等を含めた事業計画を伺います。

問6 菊川市役所職員でエネルギー管理士の資格所有者はいないと思いますが、菊川市役所における当資格の必要性和取得計画について伺います。

質 問 者：坪 井 仲 治	
質問事項 2：樹木等の適切な維持管理	
【質問要旨】 最近、樹木の腐食が原因と思われる倒木による事故が発生しています。3月13日に神戸市の公園で、ボール遊びをしていた中学生が高さ約5メートルの木に引っかかったボールを取ろうとして木に触ったところ木が倒れ、下敷きになり骨折するなどの重傷を負いました。4月16日には、相模原市のキャンプ場で、高さおよそ18メートル、太さ70センチほどの木が根元から倒れてテントを直撃し、中で寝ていた方1名が死亡し、1名が胸の骨を折るなどの大けがをしました。 樹木が倒れる原因として、木が根元から倒れている場合は、枯れたり根腐れを起こしたりしていた可能性があり、木が枯れていると判断するポイントとして、新緑の時期に葉がついていなかったり、新芽が出ていなかったりする場合や本来は伸びている枝が折れている場合は注意が必要だとしています。このほかに根が腐っていると判断するポイントとして「ベッコウタケ」など、木の根の中の組織を腐らせる種類のキノコが根元に近い部分に生えている場合や、木が簡単に揺れる場合は注意が必要だということです。樹木管理の専門家は「キャンプ場の管理者は年に一度は点検し具合が悪そうな木は診断することが大切で、人が集まる場所では特に木の点検を行い、状況を確認することが大切だと思う」と話しているそうです。今回のような事故を防ごうと相模原市は、市内に20か所あるキャンプ場のうち、市営の2か所で緊急点検を行ったそうですが、倒木のおそれがある木は見つからなかったとのこと。相模原市観光・シティプロモーション課の担当者は「来月の大型連休にも多くの人がキャンプ場を利用すると思うので、引き続き点検するとともに、折れやすくなっている枝を切るなど対応を進めたい」と話していたそうです。 都市公園は、特に高度経済成長期に積極的に整備されたため、多くの樹木は、老齢化・大径木化が進行しており、倒木による重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念されています。このため、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を、継続的に両立させていく必要があり、樹木の点検・診断を適切かつ確実にし、都市公園の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、樹木の健全な育成を図りつつ、公園利用者等の安全・安心を確保することが重要です。また、街路樹や道路脇の樹木が車両の通行や運転者の安全確認の妨げになるため、交通事故防止のためにもしっかりした管理が必要です。 菊川市民の安全な暮らしと環境を守るため、市の樹木管理等について伺います。	【答 弁 者】 市長 教育長

問1 樹木の管理方法について伺います。 問2 大径木化した樹木への対応方法について伺います。 問3 早急に更新の必要な樹木があるか伺います。 問4 最近、特に問題とされているのが、戦後に大量に植えられた「ソメイヨシノ」が、一斉に寿命を迎え、倒れてしまうのではないかとことです。「ソメイヨシノ」は、ある程度の世代交代や植え替えが必要だと見られていますが、弘前市が示したように、手間ひまをかけて管理をしてあげることにより、寿命を延ばしてあげることも可能なようです。植えっぱなし、ほったらかしにするのではなく、地域の人を中心とした愛情が、ソメイヨシノを延命させてくれることになるとと思います。数百年後の私たちの子孫が、樹齢500年のソメイヨシノに囲まれて、500年前の日本人と同じ感動を共有することができたら素晴らしいことだと思います。ソメイヨシノの樹齢は管理方法にもよりますが、50～60年と言われています。樹齢が50年を超えてくると老木の域に入り、枯れ枝が目立つようになるということです、更新が必要と思われる桜が市内にあるか伺います。 問5 交差点付近にある街路樹は運転者の視界の妨げにならないように剪定はされていると思いますが、車両の大きさ（運転席の位置）により運転席の視界の妨げとなる樹木の高さが異なってきますがこの辺りの考慮をされて剪定等を実施しているか伺います。 問6 道路沿いの樹木の枝が通行する車両に当たってしまう箇所があると思いますが、その樹木が民地であった場合の行政側の対応及び現状で問題となっている箇所の有無について伺います。 問7 高田大屋敷遺跡の調査が完了していないため、古川神社の境内にある樹木の伐採が認められていない状況です。事後保全的な管理は可能のようですが、朽ちかけた樹木も散見されているようですが、境内の樹木の管理状況について伺います。	
--	--

質 問 者： 倉 部 光 世	
質問事項1： 子どもの読書推進のための学校図書館の充実	
【質問要旨】 読書は、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていくため、子どもの成長に欠くことのできないものとされ、菊川市の全ての子どもが、あらゆる機会、あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域をはじめ図書館、学校、子ども関連施設等の役割を明確にし、持続可能な読書環境づくりの推進に関する施策の方向性や取組を示すものとして、第4次菊川市子ども読書活動推進計画（令和5年度～令和9年度）が策定されました。3つの基本方針として、①発達段階に応じた効果的な取組、②すべての子どもの読書活動を支える環境の整備、③子どもたちが自主的に読書活動に取り組むような啓発や情報の発信が掲げられています。その中で、小学生は、6年間の長い学校生活の中で、学校図書館をどれだけ身近な場所として活用し、読書の習慣付けができるかが重要、中高生は、学校図書館と多様なメディアを生かして、様々な疑問を調べることで解決する能力が養われることが重要とされていることから、菊川市の小中学校の学校図書館の現状と課題について質問いたします。 1. 学校図書館の蔵書数、貸出数の把握は学校教育課の担当となると思いますが、当市の各学校図書館は、学校図書館メディア基準、学校図書館図書標準が満たされていますか。満たしていない場合、第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づいた整備を進めることは検討されていますか。また、学校図書館の貸し出し状況はここ数年どのように変遷してきているか伺います。 2. 各校に毎年配分されている学校図書館予算の算定根拠はどのようになっていますか。また、図書の廃棄基準はどのようになっているか伺います。 3. 新年度に入り図書を購入、書架整理し、児童生徒に新刊等が貸出しされるまでのスケジュールを伺います。 4. 学校図書館法において12学級以上の学校には、学校図書館の資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う職員、司書教諭を置かなければならないとされていますが、当市の配置状況と、担任を持ちながら担当されている教員も多いことから十分に職務を果たしているか現状を伺います。 5. 学校図書館法では、司書教諭以外に、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する	【答 弁 者】 教育長

職員「学校司書」を置くよう努めなければならないとなっています。菊川市は、「学校司書」として図書館の司書4名が牧之原小中学校を除く、3校ずつを月2～3回巡回しています。現在の配置状況で本来学校司書として担わなくてはならない職務が果たせていますか。学校司書専業として雇用する必要性はないのか伺います。

6. 学校・家庭・社会が一体となり、子ども達の読書環境を充実させたいという多くの方達の思いから、図書館ボランティア活動が進められています。楽しく使いやすい図書館の環境づくり、本の修理や修繕、読書の楽しさを伝える読み聞かせ等、そして図書の整理や貸し出し返却支援など、司書教諭、学校司書の補助ともなります。コロナ禍で図書館ボランティアが減少したり、活動が途切れている学校もあるようですが、現在の活動状況を伺います。また、学校図書館の様々な課題を解決するためにも、図書館と連携して学校図書館ボランティアを募集、育成する必要性、またその方法についてのお考えを伺います。
7. 図書館での電子図書館の本格的な導入が進められます。学校図書館の状況を把握した上での連携についてはどのように検討されているか伺います。

質 問 者： 倉 部 光 世	
質問事項 2： 地区センターの利用ルールを考える	
【質問要旨】 令和 3 年 6 月に公共施設活用推進と公平な受益と負担のあり方の基準、令和 4 年 6 月に公共屋外エリアを利用した市民活動支援体制について質問いたしました。「使用料、手数料の設定に関する基本方針の改定状況」については、コスト情報の反映は、令和 3 年度は事業科目に対応した形で職員の事務従事時間の記録を開始したところであり、原価計算用のコスト情報の蓄積は少なくとも 2 年度分のデータを活用して出した原価計算の結果を検証した上で改善を行っていく必要があるため、令和 3、4 年度の決算によるコスト情報が得られた段階で改定することが最速ということでしたので今年度には、改善が進むことと期待しております。 令和 3 年 6 月の質問の中で、地区センターの利用について確認させていただきました。菊川市ホームページの地区センターの解説には、利用対象者には、「市内に住んでいる人であれば、地区内外を問わずに利用できます。ただし、営利を図る目的での使用又は、公の秩序を害するおそれがあるなどセンターの管理上支障があると思われる場合は使用できません。」注意事項には、「利用の仕方については、各地区センターへお問い合わせください。」となっています。条例第 7 条使用の不承認に、市長は、前条第 1 項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。3 号として営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。となっています。令和 3 年 6 月の質問には、地区センターの利用状況の把握、利用者の声などを確認して研究していくという答弁がありました。その後、利用についてのルールの徹底や営利を図るについての解釈等の状況変化が感じられないという声が依然としてあることから改めてその後の営利に対する考え方や予約についての検証と対応状況と今後について質問します。 1. 金銭の授受があるパターンとして、材料費のみを受け取る教室。サークルや団体で予約をし、講師を依頼して講師料を支払う（例えば10人で1回3,000円等）。サークルや団体で予約をし、固定のメンバーが一人ひとり月謝として数千円を講師に支払う。主催者が予約をし、1回数百円を各参加者から集める。近くの公園で朝市をやっていたが雨が降ってきたので地区センターの屋根下で販売をする。等があると思いますが営利と判断する基準はどうなっているか伺います。 2. 中央公民館サークル（旧生涯学習自主講座）は材料費と謝礼があるものが六郷地区センターやくすりんで行われています。このサークルが地区センターで活動している状況についての考	【答 弁 者】 市 長

え方を伺います。

3. 受付期間について、使用しようとする日の属する月の1か月前の月の初日から使用しようとする日の3日前までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。となっていますが、センターによっては、年間での予約が可能な場合もあるようですが、全体として統一していかななくてはならないと思いますが担当として把握できているか伺います。
4. 利用者によって解釈が違っていたり、既得権のような状態になっているのであれば、利用者に理解を得られるように説明をし、一度整理をして、営利についての考え方や申し込み方法を統一して周知しなくてはなりません。どのように対応していくか伺います。
5. 現在、旧生涯学習自主講座としての利用が認められているのであれば、生涯学習の講師として登録し、材料費と謝礼を受け取る講座を地区センターで開催できるような仕組みづくりを進めるような課を超えた連携策を考えていくことはできないか伺います。
6. 町部地区センターの利用について、軒下での販売について販わいづくりに寄与するものは、販売ができるとのことですが、販わいづくりに寄与するとの判断基準は、どのようなになっているか、一般に周知されているか伺います。

質 問 者： 倉 部 光 世	
質問事項 3： 障がいのある方への投票支援の必要性	
【質問要旨】 4月の県議会議員選挙の菊川市の投票率は、50.04%で県内市では高い方ではありましたが、約半分が棄権という結果となりました。一つの原因は、18歳まで選挙権が拡大されたことで、若者の投票意識が低いことから投票率が低くなってきていると言われていますが、投票したくてもできない環境にある方々がいることも見落としてはなりません。2014年の障がい者の権利条約、2016年の障がい者差別解消法など、地域で当たり前に暮らすことの保障や虐待、差別や偏見を許さない意識の啓発、意思決定支援の具体的な内容や支援方法等の明確化が進み、障がいのある方の人権尊重志向が高まってきています。障がいのある方が主体的な人生を送っていく上では、日常生活の各場面での意思決定の重要性が認識されなくてはなりません。選挙権、参政権を行使できないというのは障がい者の声が政治に届かないということに繋がります。但し、障がい者が投票するにあたっては、障がいによっても違いますが、情報の取得、投票所へのアクセス、候補者の名前を書く、投票時のプライバシーなどのバリアが存在します。特に知的障がい者の投票行動を支援するためには、投票のバリアフリーと選挙情報のバリアフリー両方の対応が必要となります。障がいのある方の投票支援については粕江市が先進的な取り組みを行っています。当事者の思いを実現できるような支援をし、公職選挙法へ必要な支援を加えることで障がいがある方が安心して意思決定できる環境を整える必要があります。投票支援は、障がい者が日常生活を送る上で必要な合理的配慮の第一歩であることから質問します。 1. 当市の誰もが投票しやすい投票所の環境整備はどのように行われているか伺います。 2. 自分で投票用紙に書くことが難しい場合に、係の人に代わりに書いてもらう「代理投票」は実施されていますか。また、代理投票についてわかりやすく説明されているか伺います。 3. 知的障がい者の投票支援には多くの課題があり、社会の障がい者が投票することへの理解、支援者、保護者の理解が必要です。障がい者の社会参加が当たり前のこととなるためには、行政が行う教育体制が必要となります。障がい者が投票することへの社会理解を進めるためには何が必要でどのようにしていく必要があるか伺います。 4. 障がい者には様々な特性があります。投票の場で直接接する、行政担当者が実際に触れ合い、実体験を積む研修が大変有効とされています。例えば、出張で模擬投票の体験をしてもらうな	【答 弁 者】 市 長

どの取り組みを行うことは可能か伺います。

5. 障がい者以外でも施設入所等で投票所に来られない方もいらっしゃると思います。介護施設に入所中の方も不在者投票で投票できます。県選挙管理委員会が指定する病院をはじめ、介護老人保健施設・老人ホーム・老人保護施設・身体障害者支援施設に入所している方は、選挙の公示日の翌日から投票日前日までであれば指定施設で不在者投票が可能となっています。投票に来られない方の大体の数の把握はできているのかと不在者投票の実施状況を伺います。

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項1：政策評価と事務事業評価	
【質問要旨】 「行政は最大のサービス業」これは長谷川市長の言葉です。私は、一議員として、また一市民として、菊川市のトップである長谷川市長がこのようなおっしゃるということが、とても頼もしく、嬉しく思います。今回の質問では「行政が最大のサービス業」であるために、必要不可欠である、政策評価及び事務事業評価について「市民にもっとわかりやすく発信するべき」「適切な指標への見直しをするべき」「速やかに事務事業評価を公表するべき」「外部の評価組織の構築するべき」という立場で以下を質問致します。 1. 「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」それぞれの目的を伺います。 2. 行政経営システムはどのソフトウェアを利用しているか伺います。 3. 「政策評価」「施策評価」について、議会と住民への具体的な周知方法を伺います。また、それぞれがアップロードされているホームページへのアクセス数を伺います。また「政策評価」「施策評価」は市民にとって読みやすいものとなっているか、市長の見解を伺います。 4. 「政策評価」の指標については「わかりやすい指標を使って行政実態を広く開示し、次期の政策決定と予算配分に反映させていく」ことが重要と考えます。菊川市の「政策評価」指標については全88指標の内、39指標が市民アンケートの結果によるものです。市民アンケートの結果は確かに重要ですが、短期的には具体性に乏しく、また、統計的な標準誤差などを考えると、政策評価の指標として必ずしも妥当とは言えないと考えます。今後適切な「アウトプット指標」や「アウトカム指標」に変更していく必要があると考えますが、以上を踏まえて、政策評価の指標の妥当性について市長の見解を伺います。 5. 「施策評価」の指標はどのような基準や考え方で設定されているか伺います。 6. 「政策評価」及び「施策評価」の指標の変更について、今後どのようなタイミングと方法での指標変更の可能性が考えられるか伺います。 7. 兵庫県西宮市や北海道登別市では、菊川市での「政策評価」と「施策評価」のハイブリッドのような形式で、具体的な指標を絞って、政策・施策の評価を公表をしています。こちらの形式のほうが、市民にとってわかりやすいですし、行政の進むべき方向性がはっきりします。菊川市でも、第4次総合計画にむけて、このような指標設定をぜひ検討してほしいと考えますが、	【答 弁 者】 市 長

市長の見解を伺います。 8. 「事務事業評価」について、議会や市民への公表がいつ行われるか伺います。 9. 「事務事業評価」の対象事業の数と選定基準を伺います。 10. 「事務事業評価」の指標の選定方法と選定責任者を伺います。 11. 兵庫県西宮市では事務事業評価の指標として、一部の事業ですが、「活動実績を示す指標」と「事業の成果や効果を示す指標」の2つの指標を設定し、「事業の成果や効果を示す指標」については、目標値の設定もしております。菊川市の事務事業評価についても、このような指標を取り入れるべきと考えますが、方針を伺います。 12. 西宮市では、事務事業評価の「今後の改善策」という項目について、「今年度中に対応するもの」「令和5年度以降で対応を予定するもの」に分けて記載しています。また、事務事業の対象と成果（対象をどのような状態にしたいか）の項目が設けられ、具体的に定義されています。この記載は、議会にとっても市民にとってもわかりやすく、また、スピード感のある改善や事務事業評価の具体化につながると思いますが、菊川市での記載方針を伺います。 13. 西宮市では「事務事業評価結果に係る当初予算措置状況」が公開されています。これにより、予算の増減の根拠が議会や市民にとって、とてもわかりやすいものとなります。このような資料の公開について方針を伺います。 14. 生産性の向上のためには「事務事業評価」と「人事評価」を関連させることが重要と考えますが、事業評価と人事評価の関連性を伺います。 15. 国の行政レビューシートでは、「支出先上位10者リスト」を公表しています。菊川市でも、事務事業ごとに上位の支出先を公表することで、議会にとっても市民にとっても、透明性のある事業運営が可能となると考えますが、導入の方針を伺います。 16. 政策評価や事務事業などの行政評価については、客観的な評価のために、あくまで評価の設計と責任の主体は行政外部にあるべきと考えます。具体的には、第三者機関を含む首長直属の組織の構築や、審議会の設置が必要と考えます。客観的な行政評価について市長の現状の認識と今後の方針を伺います。	
--	--

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項 2：ChatGPTの活用について	
【質問要旨】 ChatGPTはアメリカの企業が開発した対話型の A I です。これまでにないクオリティの自然言語処理が可能で、現在、横須賀市で業務への活用試験が行われたり、島田市でも検証が行われています。今回の質問では菊川市でもChatGPTの活用をすべきであるという立場で質問を致します。 1. ChatGPTの活用により、文章の作成・校正・翻訳・要約・議事録作成などの業務の効率が、飛躍的に向上すると考えます。菊川市でのChatGPTの活用の現状と、これからの活用方針を伺います。 2. ChatGPTの活用により、教職員の業務の効率化が可能であると考えます。また、特に発達支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒について、支援の拡充が図れると考えます。具体的には、文章の要約や、解りやすいように書き換えたり、翻訳するといった活用方法や、授業のわからないことについて、ChatGPTに聞いたりすることです。菊川市の小学校・中学校においてのChatGPTの活用の現状と、これからの活用方針を伺います。	【答 弁 者】 市 長 教育長

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項 3：消防団の団員確保及び業務マニュアルの作成	
【質問要旨】 消防団は消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしています。菊川市にとっても、消防団活動を維持していくことは、防災上非常に重要なことであると考えます。今回の質問は、今後の消防団活動の維持をしていくために、消防団勧誘の広報を強化し、消防団の業務マニュアルを作成すべきという立場で質問致します。 1. 消防団員の確保のための施策と、消防団員の確保状況を伺います。 2. 消防団の勧誘強化のためには、消防団員の待遇向上や負担軽減が重要ですが、その上で、広報活動の強化が必要不可欠であると考えます。具体的には、消防団の業務内容や待遇がわかりやすく記載されたパンフレットの作成や、その内容をSNSなども活用し広く周知することです。広報活動活用の強化についての方針を伺います。 3. 査閲大会が廃止され、また、団員数が減少していくなか、消防車の操作や消火活動のやり方など、消防団業務の継承が課題となります。消防団業務の適切な継承のために、菊川市で統一された消防団のわかりやすいマニュアルを作成することが、一つの方法と考えます。マニュアル作成について、市の見解を伺います。	【答 弁 者】 市 長